地方独立行政法人宮城県立こども病院 退職手当規程

（目　的）

第１条　この規程は、地方独立行政法人宮城県立こども病院就業規則（以下「就業規則」という。）第４１条の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）に勤務する就業規則第３条に規定する職員が退職（死亡を含む。）し、又は解雇された場合に支給する退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第２条　この規程による退職手当は、常時勤務を要する職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。

２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（就業規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程を適用し、退職手当を支給する。

（支給条件）

第２条の２　退職手当は職員が次の各号のいずれかに該当するときに支給する。

一　定年退職したとき

二　法人の都合により解雇したとき

三　業務上の事由により死亡又は傷病のため労務不能により退職したとき

四　業務外の事由により死亡又は傷病のため労務不能により退職したとき

五　前各号のほか自己の都合により退職したとき及び任期満了により退職したとき

（一般の退職手当）

第３条　退職した者に対する退職手当の額は、次条から第６条の３まで及び第９条から第９条の３までの規定により計算した退職手当の基本額に、第９条の４の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第４条　次条又は第６条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給及び俸給の調整額の合計（以下「俸給の月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　１年以上１０年以下の期間については１年につき１００分の１００

二　１１年以上１５年以下の期間については１年につき１００分の１１０

三　１６年以上２０年以下の期間については１年につき１００分の１６０

四　２１年以上２５年以下の期間については１年につき１００分の２００

五　２６年以上３０年以下の期間については１年につき１００分の１６０

六　３１年以上の期間については、１年につき１００分の１２０

２　前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める

割合を乗じて得た額とする。

一　勤続期間１年以上１０年以下の者　　１００分の６０

二　勤続期間１１年以上１５年以下の者　　１００分の８０

三　勤続期間１６年以上１９年以下の者　　１００分の９０

（１１年以上２５年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第５条　１１年以上２５年未満の期間勤続して退職した者（就業規則第３６条の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給の月額（以下「退職日俸給月額」）という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　１年以上１０年以下の期間については、１年につき１００分の１２５

二　１１年以上１５年以下の期間については、１年につき１００分の１３７．５

三　１６年以上２４年以下の期間については、１年につき１００分の２００

２　前項の規定は１１年以上２５年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第６条　第２条の２第２号及び第３号に該当する者、又は２５年以上勤続して退職した者（就業規則第３６条の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　１年以上１０年以下の期間については、１年につき１００分の１５０

二　１１年以上２５年以下の期間については、１年につき１００分の１６５

三　２６年以上３４年以下の期間については、１年につき１００分の１８０

四　３５年以上の期間については、１年につき１００分の１０５

２　前項の規定は、２５年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（俸給の減額改定以外の理由により俸給が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第６条の２　退職した者の在職期間中に、俸給の減額改定（地方独立行政法人宮城県立こども病院給与規程（以下「給与規程」という。）に定められている俸給表の改定により、当該改定前に受けていた俸給が減額されることをいう。以下同じ）以外の理由によりその者の俸給の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二　退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ　その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ　前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第６条の３　第６条第１項に規定する者（２５年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であって、その勤続期間が２５年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から１０年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第６条第１項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の前年度の末日におけるその者の年齢に１年を加えた年齢との差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額
第６条の２第一号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の前年度の末日におけるその者の年齢に１年を加えた年齢との差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額
第６条の２第二号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の前年度の末日におけるその者の年齢に１年を加えた年齢との差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額に、
第６条の２第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（業務又は通勤によることの認定の基準）
第７条　理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定による職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

（勧奨の要件）
第８条　勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨は、その事実について、別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

（退職手当の基本額の最高限度額）
第９条　第４条から第６条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に６０を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第９条の２　第６条の２の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同条第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
一　６０以上　特定減額前俸給月額に６０を乗じて得た額
二　６０未満　特定減額前俸給月額に第６条の２第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に６０から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第９条の３　第６条の３に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第９条	第４条から第６条まで	第６条の３の規定により読み替えて適用する第６条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の前年度の末日におけるその者の年齢に１年を加えた年齢との差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額
	これらの	第６条の３の規定により読み替えて適用する第６条の
第９条の２	第６条の２	第６条の３の規定により読み替えて適用する第６条の２の
	同条第二号ロ	第６条の３の規定により読み替えて適用する同条第二号ロ
	同条の	第６条の３の規定により読み替えて適用する同条の
第９条の２第一号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸

		給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の前年度の末日におけるその者の年齢に１年を加えた年齢との差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額
第９条の２第二号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の前年度の末日におけるその者の年齢に１年を加えた年齢との差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額
	第６条の２第二号ロ	第６条の３の規定により読み替えて適用する第６条の２第二号ロ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の前年度の末日におけるその者の年齢に１年を加えた年齢との差に相当する年数１年につき１００分の２を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第６条の３の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第９条の４　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第２７条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く）及び同規則第５６条による休職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一　第一号区分　７８，７５０円
二　第二号区分　７０，４００円
三　第三号区分　６５，０００円
四　第四号区分　５９，５５０円
五　第五号区分　５４，１５０円
六　第六号区分　４３，３５０円
七　第七号区分　３２，５００円
八　第八号区分　２７，１００円
九　第九号区分　２１，７００円
十　第十号区分　零

２　第１項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。
３　退職した者でその勤続期間が４年以下のもの及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が１０年以上２４年以下のものに対する退職手当の調整額は、第１項の規程にかかわらず、同項の規定により計算した額の２分の１に相当する額とする。
４　前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）
第９条の５　第６条第１項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第３条、第６条、第６条の２及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
一　勤続期間１年未満の者　１００分の２７０
二　勤続期間１年以上２年未満の者　１００分の３６０
三　勤続期間２年以上３年未満の者　１００分の４５０
四　勤続期間３年以上の者　１００分の５４０
２　前項の「基本給月額」とは、給与規程による俸給表が適用される職員については俸給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

（勤続期間の計算）
第１０条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
２　前項の規定による在職期間の計算は職員（有給）となった日の属する月から退職し又は解雇された日の属する月までの月数による。
３　職員が退職した場合（第１１条第１項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前２項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
４　前３項の在職期間には、試用期間並びに臨時職員から引き続き職員に採用された者の臨時職員の期間はこれをその者の在職期間に通算する。
５　前４項の規定による在職期間のうちに就業規則第２７条第１項の規定による休職により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が１ヶ月以上あったときは、その月数の全月数を、就業規則第２７条第２項、第４項、第５項、第３１条及び第５６条第３項の規定による休職により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が１ヶ月以上あったときは、その月数の２分の１に相当する月数を、前３項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、就業規則第３１条に該当し、当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間及び育児短時間勤務をした期間に限り、月数の３分の１に相当する月数を前３項の規定により計算した在職期間から除算する。
６　前各項の規定により計算した在職期間に１年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が６月以上１年未満（第４条第１項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）又は、第６条第１項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては１年未満）の場合には、これを１年とする。
７　前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算につ

いては、適用しない。

（勤続期間計算の特例）

第１０条の２　次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一　第２条第２項に規定する者
その者の同項に規定する勤務した日が引き続いて１２月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二　第２条第２項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した日が引き続いて１２月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して１２月をこえる期間勤務した者
その職員となる前の引き続いて勤務した期間

三　理事長が受け入れを認めた医療機関等からの受託出向職員
その者の出向元と協議の上、定める期間

（退職手当の支給制限）

第１１条　退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一　就業規則第３８条第７号の規定により解雇された者

二　就業規則第５８条の規定により懲戒解雇をされた者

三　理事長が受け入れを認めた医療機関等からの受託出向職員
ただし、その者が法人に在職中、死亡等により退職した場合は、出向元と協議の上、退職手当を支給することができる。

２　退職手当のうち、第９条の４の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一　第４条の第１項及び第６条の２の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第４条第２項の規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が９年以下のもの

二　その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して３月前までに当該非違を原因として就業規則第５６条の規定による懲戒又はこれに準ずる処分を受けたもの

３　職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第１２条　職員の退職が、就業規則第３８条に規定する解雇に該当する場合であって、就業規則第３９条の規定により解雇予告手当が支給されている場合は、その解雇予告手当は、その職員の退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（支給の範囲及び順位）

第１３条　退職手当は直接本人に支給する。ただし、本人が死亡したときは、労働基準法施行規則に定める遺族補償の範囲及び順位に準じ法人が指定する遺族に支給する。

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第１４条　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第４項において同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

２　前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第１４条の３第１項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第１４条の２　理事長は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、業務に対する県民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

２　前項の規定による退職手当の支給の一時差し止め（以下「一時差止」という。）を受けた者は、理事長に対し、その理由となった事実認定や手続に不服がある場合には、当該一時差止を受けた日の翌日から起算して６０日以内にその取消しを申し立てることができる。また、６０日を経過した後においては、当該一時差止後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消さなければならない。ただし、第２号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

二　一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して１年を経過した場合

４　前項の規定は、理事長が、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

５　理事長は、一時差止を行う場合は、当該一時差止を受けるべき者に対し、当該一時差止の際、一時差止の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

６　前各項に定めるもののほか、一時差止に関し必要な事項は別に定める。

（退職手当の返納）

第１４条の３　退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

２　前項の規定により退職手当を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、第１項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、別に定める。

（俸給の月額）
第１５条　本規程による退職手当の計算の基礎となる俸給の月額は、職員が退職の日において休職、減給その他の理由によりその俸給の月額（これに相当する給与を含む。）の一部は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき俸給の月額とする。

（端数計算）
第１６条　支給すべき退職金に円位未満の端数を生じたときは、その合計額においてこれを切り捨てる。

（実施規定）
第１７条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
１　この規程は、平成１８年４月１日より適用する。
２　第５条及び第６条中の「就業規則第３６条の規定により退職した者」には、就業規則附則第３項の規定により定年を延長された者を含む。
３　法人の成立の際に、財団法人厚生会（以下「厚生会」という。）の職員のうち宮城県立こども病院に勤務する者で、引き続き法人の職員となった者の第１１条第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、その者の厚生会の職員として勤務した期間を法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。ただし、その者が厚生会を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りではない。

附　則（平成２０年４月１日改正）
この規程は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２０年７月１日改正）
１　この規程は、平成２０年７月１日から施行する。
（長期勤続者に対する退職手当の基本額に係る特例）
２　当分の間、３５年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第４条から第６条の３までの規定により計算した額にそれぞれ１００分の８７を乗じて得た額とする。この場合において、第９条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第２項」とする。
３　当分の間、３６年以上４２年以下の期間勤続して退職した者で第４条第１項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第６条の２の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
４　当分の間、３５年を超える期間勤続して退職した者で第６条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を３５年として附則第２項の例により計算して得られる額とする。
（現給保障時の俸給の月額）
５　退職し、又は解雇された者の在職期間中に俸給の減額改定によりその者の俸給の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給の月額が減額前の俸給の月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規定の適用を受けたことがあるときは、この規定による俸給の月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。
（経過措置）
６　職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の退職手当規程（以下「新規定」という。）の規定によ

る退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成２０年３月３１日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給の月額を基礎として、改正前の退職手当規程（以下「旧規程」という。）により計算した退職手当の額が、新規程により計算した退職手当の額（以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

7　職員が施行日以後平成２３年３月３１日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程等退職手当額がその者が平成２０年３月３１日に受けていた俸給の月額を退職日の俸給の月額とみなして旧規程により計算した退職手当の額（以下「旧規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一　退職した者でその勤続期間が２５年以上のもの　次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が１００,０００円を超える場合には、１００,０００円）

イ　新規程第９条の４の規定により計算した退職手当の調整額の１００分の５に相当する額

ロ　新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

二　施行日以後平成２１年３月３１日までの間に退職した者でその勤続期間が２４年以下のもの　次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が１,０００,０００円を超える場合には、１,０００,０００円）

イ　新規程第９条の４の規定により計算した退職手当の調整額の１００分の７０に相当する額

ロ　新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

三　平成２１年４月１日以後平成２３年３月３１日までの間に退職した者でその勤続期間が２４年以下のもの　次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が５００,０００円を超える場合には、５００,０００円）

イ　新規程第９条の４の規定により計算した退職手当の調整額の１００分の３０に相当する額

ロ　新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

附　則（平成２０年９月１日改正）

この規程は、平成２０年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年６月３０日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

2　改正後の附則第２項（附則第４項においてその例による場合を含む。）及び同附則第３項の適用については、改正後の附則第２項中　「１００分の８７」とあるのは、平成２５年４月１日から同年９月３０日の間においては「１００分の９８」と、同年１０月１日から平成２６年６月３０日までの間においては「１００分の９２」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（法人移行職員に係る在職期間の計算）

２　宮城県職員として在職し引き続き地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の職員となった者（宮城県と法人が締結した宮城拓桃医療療育センターと宮城県立こども病院の運営主体の統合に関する合意に基づき法人が採用した者であると理事長が認めたもの（職員の定年等に関する条例（昭和５９年宮城県条例第３号）第２条の規定により退職した者を除く。）に限る。以下「法人移行職員」という。）の在職期間については、同条例の規定による在職期間（宮城県職員採用時に引き継がれた宮城県職員採用前の期間も含む。）を法人職員として引き続いた在職期間に含むものとする。

（法人移行職員に係る退職手当の基本額の特例）

３　法人移行職員が法人を退職する際、退職の日におけるその者の俸給月額が、平成２７年３月３１日に宮城県職員として受けていた給料表及びその級号俸（平成２７年３月３１日において育児休業を取得している者については，同日に復職したものとみなした場合の給料表及びその級号俸）により職員の給与に関する条例（昭和３２年宮城県条例第２９号）によって算出された平成２７年４月１日時点の給料月額に達しない場合は、当該給料月額を第３条の規定により計算する退職手当の基本額とする。

（法人移行職員に係る退職区分の特例）

４　法人移行職員について、満６０歳年度末以降に法人を退職する際の退職区分は、第２条の２の規定にかかわらず「定年」とみなす。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。